

堺市スポーツ施設情報システム(オーパス)の利用登録のご案内

利用登録申請と口座振替依頼の手順 (ゆうちょ銀行を除く)

※ゆうちょ銀行をご利用の方は、別紙の「利用登録申請と口座振替(自動払込利用申込)の手順(ゆうちょ銀行用)」をご覧ください。

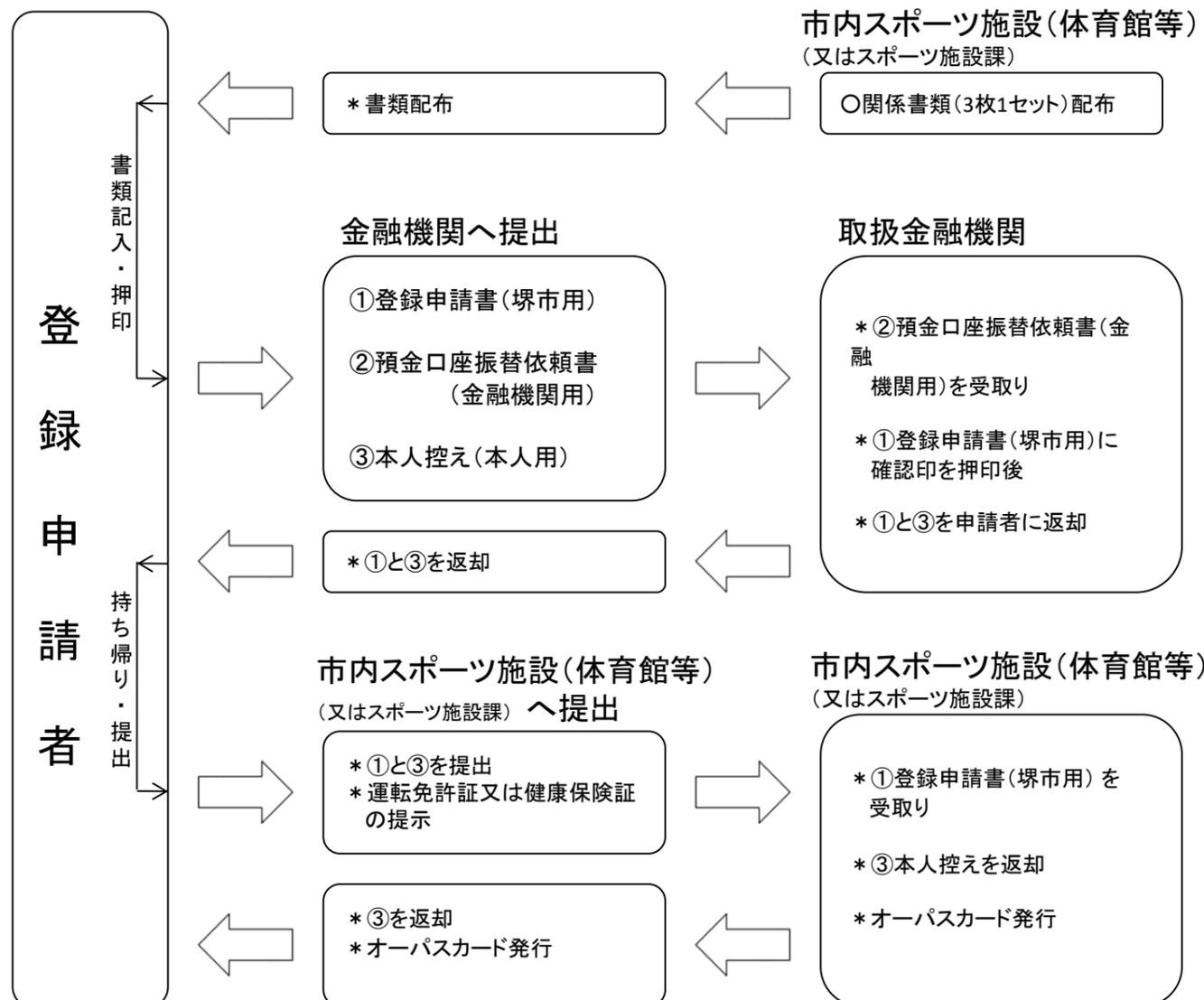
1. 登録に必要なもの

- ・利用登録申請書等関係書類一式(次項参照)
 - ・登録者本人(団体の場合は代表者役職名義)の金融機関の預金通帳(指定した条件を満たすもの)
※登録者が子どもの場合、子ども本人名義の口座が必要です
 - ・登録者本人(団体の場合は代表者)の金融機関届出印鑑
 - ・登録者本人(団体の場合は代表者)の運転免許証又は健康保険証
 - ・団体の場合は、構成員の住所・年齢等が掲載されている任意の名簿(市内・市外区分、利用料金区分等を確認するために必要です)。
- ※堺市外にお住まいの方で堺市在勤の場合は在勤証明書、堺市在学の場合は生徒手帳・学生証が必要です

2. 関係書類の種類と構成

- 堺市スポーツ施設情報システム利用者登録申請書(A4版3枚複写(1セット))
- 1枚目 ①<様式第1号>登録申請書 兼 預金口座振替納付申請書(金融機関確認欄付) (堺市保管用)
 - 2枚目 ②<様式第2号>預金口座振替納付依頼書 (取扱金融機関保管用)
 - 3枚目 ③登録申請書 兼 預金口座振替納付申請書 の控え (本人保管用)

3. 利用登録申請の流れ



1. システムの内容

このシステムは、堺市と大阪府及び府内の自治体が共同で運営している情報サービスのコンピュータネットワークシステムで、窓口に向わずに電話機、インターネット、街頭端末機等からスポーツ施設の利用手続きが行えます。また、施設の使用料(利用料金)は金融機関の預金口座から口座振替・自動払込されます。

2. 登録の条件

- 個人(満6歳以上の方)及び団体の代表者(満19歳以上の方)
 - 登録申請時には、本人(団体の場合は代表者)の運転免許証又は健康保険証(本人記載分)のどちらかが必要です。
※ 団体での登録の場合は、構成員の住所・年齢等が掲載されている任意の名簿を提示していただきます。
 - 堺市以外にお住まいの方も登録できます。※ただし、堺市在住・在勤・在学の個人又は堺市在住・在勤・在学が半数以上の団体でない場合、抽選に参加できません。
 - 18歳以下の方の登録には、保護者の同意が必要です。
 - 登録の有効期間は3年です。更新月(登録日の属する月の3年後の同月)の2カ月前～更新月末に更新手続きが必要です。
 - 登録にあたり、使用料等を口座振替するための預金口座(本人名義に限ります。)が必要です。
※登録者が子どもの場合、子ども本人名義の口座が必要です
- ◎ **住所や金融機関の変更、当システムの利用を廃止する場合も、届け出が必要となります。**

3. オーパスカード

- 登録された方には、オーパスカードをお渡します。
- カードの発行単位は、1個人につき1枚、1団体につき1枚になります。

4. 施設使用料(利用料金)の口座振替

- スポーツ施設の使用料(利用料金)は施設の使用後、指定の期日(翌月の25日)に預金口座から口座振替いたします。
- 口座振替用の預金口座は、個人の場合は本人名義、団体の場合は代表者名義(登録団体の役職名で開設した口座に限ります。代表者の個人名義の預金口座では登録できません。)のものが必須です。
※ 登録者が子どもであっても、子ども本人名義の口座が必要です
※ 金融機関によっては、口座開設時に、団体の活動確認のための書類提出等が必要な場合があります。詳しくは金融機関の窓口で確認してください。
- 次に掲載する金融機関以外では口座振替・自動払込はできませんので、指定の金融機関に預金口座を開設されていない場合は、新たに預金口座を開設していただくことになります。

5. 本システムによる施設使用料等の口座振替・自動払込ができる金融機関(本・支店)(順不同)

尼崎信用金庫	阿波銀行	伊予銀行	永和信用金庫	大阪厚生信用金庫	大阪シティ信用金庫
大阪信用金庫	大阪南農業協同組合	関西みらい銀行	紀陽銀行	近畿産業信用組合	
堺市農業協同組合	池田泉州銀行	成協信用組合	第三銀行	徳島大正銀行	
大同信用組合	みずほ銀行	三井住友銀行	三菱UFJ銀行	りそな銀行	
大阪商工信用金庫	近畿労働金庫	ゆうちょ銀行			(令和5年4月1日現在)

6. 利用登録の受付窓口(市外局番072)

大浜体育館 (TEL 225-4421、FAX 225-4425)	鴨谷体育館 (TEL 296-1717、FAX 294-1766)
初芝体育館 (TEL 285-0006、FAX 285-7318)	金岡公園体育館 (TEL 254-6601、FAX 251-0509)
家原大池体育館(TEL 271-1718、FAX 271-1793)	美原体育館 (TEL 361-4511、FAX 361-4513)
原池公園体育館(TEL 278-1004、FAX 278-1044)	J-GREEN堺 (TEL 222-0123、FAX 222-3355)
美原総合スポーツセンター(TEL 369-0577、FAX 369-0576)	
スポーツ施設課 (TEL 228-7567、FAX 228-7454)	

受付時間:「体育館等のスポーツ施設」	9時～21時
「スポーツ施設課」	9時～17時15分
休業日:「体育館」	月1回の休館日(不定期)及び年末年始
「美原総合スポーツセンター」	休館日(木曜日)及び年末年始
「J-GREEN堺」	なし
「スポーツ施設課」	土・日曜日、祝日及び年末年始

令和5年4月1日更新

申請書の記入方法

1.『登録申請者』欄

- 登録区分 団体か個人のいずれかを○で選択してください。
- 氏名 個人登録の場合は、申請者本人の氏名を記入してください。
団体登録の場合は、代表者の役職氏名を記入してください。
- 生年月日 団体登録の場合は、代表者の生年月日を記入してください。
- 住所 団体登録の場合は、事務所の所在地（なければ代表者の自宅の住所）を記入してください。
郵便物が届くように、号棟、ビル名等まで正確に記入してください。
- 電話番号 自宅と携帯の番号を記入してください。団体登録の場合は、事務所の電話番号（なければ代表者の携帯の電話番号）を記入してください。
- 団体構成人数 団体登録の場合は、構成員の住所地（市内、市外）の内訳を記入してください。
別途、市内区分の確認のために構成員の住所（市内）が記載された任意の名簿を提示していただきます。
- 暗証番号 4桁の数字を記入してください。※注意 登録申請者（本人又は代表者）が厳重に管理してください。
- 主な利用種目 施設で利用する主な種目名を記入してください。（複数記入可）
- 料金区分 申請日の属する年度末において登録者が満18歳以下の場合（以下「未成年者」という。）、
【生徒等】に○を記入してください。それ以外はすべて【一般】となります。
なお【生徒等】で登録したカードは、利用者全員が「未成年者」の場合にしか使用できません。
- 在勤・在学先又はその他の連絡先 個人登録の場合は、勤務先や在学先など自宅以外の連絡先を記入してください。
団体登録の場合は、施設使用時の責任者や世話役等の連絡先を必ず記入してください。
なお、市外在住の方で市内在勤・在学の場合は必ず記入してください。
- 保護者同意欄 「未成年者」の方が登録される場合は、保護者の記名が必要です。

【注意】
施設の利用料金は、
登録された料金区分と
なります。
一般区分で登録された
カードで生徒等区分で
の利用はできません。

《記入例》

様式第1号（第5条関係） 利用者登録番号

堺市スポーツ施設情報システム利用者登録申請書
兼堺市スポーツ施設使用料等預金口座振替納付申請書

堺市長様

下記のとおり堺市スポーツ施設情報システム
利用者登録を（申請）変更（住所・口座・その他）・廃止します。 令和 3 年 1 月 1 日

登録区分	1. 団体 2. 個人	
フリガナ	サカイタイクキョウカイ	
団体名称	堺体育協会	
フリガナ	カイチョウ サカイシタロウ	
氏名	会長 堺市太郎	
生年月日	(西暦) 1980 年 5 月 1 日	
住所	堺市堺区南瓦町〇番△号	
郵便番号	590-0078	電話番号(自宅・携帯) 072-△△△-△△△△ 090-△△△△-△△△△
居住区分	1. 堺市内 2. 堺市外	団体構成人数 50 人(市内 40 人、市外 10 人)
暗証番号	1 2 3 4	主な利用種目 バレーボール 料金区分 1. 一般 2. 生徒等
施設限定	1. 有 2. 無 限定施設名	
在勤・在学先又はその他の連絡先	名称(氏名) 幹事 堺市次郎 所在地(住所) 堺市北区百舌鳥赤畑町〇丁△番地	
郵便番号	591-8037	電話番号 072 (□□□) □□□□
フリガナ		
保護者氏名		

指定預金口座 ※個人の場合は登録者本人の名義、団体の場合は団体名・役職氏名で開設した口座

口名義座人	フリガナ	サカイタイクキョウカイ カイチョウ サカイシタロウ	
氏名	堺体育協会 会長 堺市太郎		
指定口座	銀行	本店	金融機関コード
	金庫	堺	
	組合	支店	支店コード
預金口座種別	1. 普通 2. 当座		口座番号 1 2 3 4 5 6 7

スポーツ施設の使用料等を上記の指定預金口座が口座振替により納付したい場合、納入通知書等を上記金融機関に送付してください。なお、預金残高不足等により納付できないときは、堺市の指定する納付方法により改めて納付します。

(取扱金融機関) 令和 年 月 日

銀行 本店 金融機関確認印
金庫 支店
組合 支店

堺市受付担当課(館)名	登録内容	変更内容	受付日	受付者	入力日	整理番号	入力者
	新規	変更	/ /	/ /	/ /		
	廃止	住所					
		電話					
		連絡					
		代表					

書類の流れ(納入義務者→取扱金融機関→納入義務者→堺市) 『堺市保管』

2.『指定預金口座』欄

(ゆうちょ銀行の場合は記入不要です。「堺市スポーツ施設使用料等自動払込申込書」のご記入をお願いします)

- 口座名義人 個人登録の場合は、登録申請者本人の口座を記入してください。
※登録申請者が子どもの場合、子ども本人名義の口座が必要です
団体登録の場合は、登録団体名称と同一の名義、役職氏名で開設された口座を記入してください。
個人名義の口座では登録できません。
通帳の届出印を2枚目(金融機関用)、3枚目(本人控え)に押印してください。
- 口座番号 アラビア数字で右づめで記入してください。

3.『取扱金融機関』欄

預金口座を開設している金融機関にて、記載・確認印等をもたらしてください。

- ◎ 郵送や電子メール等による申請はできません。市内スポーツ施設(体育館)又はスポーツ施設課の受付窓口までお越しください。
- ◎ 申請(登録・変更・廃止等)の際には、本人の運転免許証又は健康保険証が必要です。
- ◎ ご不明な点は受付窓口へお問い合わせください。